

発議第 1 号

志摩市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和 6年 3月22日 提出

志摩市議会議長 中村 孝司 様

提出者 志摩市議会運営委員会
委員長 濱 口 卓

志摩市議会会議規則の一部を改正する規則

志摩市議会会議規則(平成16年志摩市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に、「第94条」を「第94条の2」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「議会の承認を要する」を「議会の許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第28条第1項中「配付」を「配布」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第37条第1項中「(請願の委員会付託)」を削る。

第44条第2項中「(付託事件を議題とする時期)」を削る。

第45条第1項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項、第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第64条中「(質疑の回数)」及び「(質疑又は討論の終結)」を削る。

第66条中「配付」を「配布」に改める。

第74条中「第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)」を「第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章中「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第80条第1項中「いう。)は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第84条第2項中「第83条」を「前条」に改める。

第85条第2項中「によって速記」を「その他議長が適当と認める方法によって記録」に改め、同項ただし書を削る。

第86条中「印刷、電子情報化して、関係者等に配付するなど、広く一般に公開する」を「議員及び関係者に配布する」に改める。

第87条中「(発言の取消し又は訂正)」を削る。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第100条中「委員会の承認を要する」を「委員会の許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第125条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第135条中「第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項」を「第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条第1項」に改める。

第138条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第140条の見出し及び同条第1項中「配付」を「配布」に改める。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「ついてはこれを」を「ついては、これを」に改める。

第145条中「もので」の次に「、議長が必要と認めるものは」を加える。

第149条中「第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項」を「第37条第3項」に改める。

第152条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付」を「資料等を配布」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第160条第2項ただし書中「第49条(秘密の保持)第2項又は第113条(秘密の保持)第2項」を「第49条第2項又は第113号第2項」に改める。

第161条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。